

次世代育成支援対策推進法に基づく

一般事業主行動計画

社会福祉法人相和会

すべての職員が安心して仕事と子育てを両立させることができ、その有する能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、以下のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日~令和12年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容、実施時期

【目標1】

計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員：対象となる職員のうち少なくとも1人以上が取得するようにする

女性職員：現在の取得率（≒100%）を維持する

【取組内容】

- 令和7年4月～ 育児休業制度に関する資料を各拠点に掲示して職員へ周知するとともに、育児休業を取得しやすい職場環境の更なる整備に取り組む
- 令和7年4月～ 子どもが生まれた男性職員に対して、適時、育児休業等の情報提供を行うとともに相談体制を整備する

【目標2】

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業等の諸制度の周知

【取組内容】

- 令和7年4月～ 諸制度についてまとめた資料を各拠点に掲示して職員に周知する

〈 計画策定 令和7年3月31日 〉